

[明石市職員労働組合への回答]

「災害時における危機管理体制の確立」に関する要求について（回答）

みだしのことについて、次のとおり回答します。

1 施設の検証と施策の確立について

- (1) 地震あるいは渇水・豪雨及び寒波等々、道路等含む公共施設などに著しい影響を与える災害を想定し、施設の検証を行い、災害対策マニュアルを策定すること。
- (2) 災害に強い施設等の整備に向け、方針を確立するとともに、年次目標を定め具体的諸施策を講じること。

2 災害発生時の体制について

- (1) 災害時における職員の出動計画を定め、周知徹底をはかること。
- (2) 災害時を想定した職員の初期活動を確立し、周知すること。
- (3) 現行の災害対策マニュアルの検討・見直しをはかるとともに、災害対策本部の役職体制及び任務分担等について確立すること。

3 災害復旧について

- (1) 災害時における公共施設など応急復旧・応急供給活動に関する目標を定めるとともに、具体的実施計画を確立すること。あわせて、応急復旧・応急供給活動の優先順位を定め、合意をはかるよう事前の対策を講じること。

4 自治体間等の応援について

- (1) 災害時における相互の応援協定を他の自治体及び事業者との間で締結すること。
- (2) 災害時において建設業者等から支援を円滑に得られるよう、事前の取り決めをしておくこと。

5 教育・訓練及び広報活動について

- (1) 職員に対して災害に関する総合的な研修を系統的に実施すること。
- (2) 災害訓練の実施に際しては、職員・住民・企業・関係業者等の参加を

はかるなど、充実した内容で実施すること。

- (3) 災害を想定して、市民の事前対策や災害時の役割を定め、広報などを通じ理解を求めておくこと。

6 被災自治体への派遣をめぐる労働条件について

- (1) 派遣先における時間外勤務・休日勤務手当等は、労働基準法を遵守すること。
- (2) 派遣者を人選する場合は、本人及び家族の同意の上、職場の合意形成をはかること。また、長期派遣などにより派遣元の業務に支障をきたす場合は、必要な人員を確保すること。
- (3) 派遣中の派遣元の本来業務は、職場でフォローする体制を確立すること。
- (4) 被災自治体の災害支援に早期に対応できるよう職員研修を行うこと。また、派遣対応マニュアルを策定すること。

7 その他

- (1) 災害時における職員による他自治体へのボランティア活動について方針を確立すること。
- (2) 災害に強い施設整備等に要する費用に関し、国・自治体に対して補助制度の拡大・補助率の改善を求めること。
- (3) 職員および家族の健康に配慮した労働形態、その労働形態を除外・軽減する疾病者等の範囲を定めること。
- (4) 労働安全衛生体制及び委員会活動の開催方法を、災害の程度・規模に応じて決めておくこと。
- (5) 災害発生に備えた諸方針の策定にあたっては、労使の検討委員会を設置するとともに、労働組合の参画について積極的に対応すること。

災害時の危機管理に関する取組については、明石市地域防災計画において、災害時の人員配置や部署毎の業務内容、施設整備、研修の実施、他自治体・事業者との協定等を定めているところです。

また、地域防災計画を補完する個別計画として、市が実施すべき災害応急対策業務や業務継続の優先度の高い通常業務の継続、再開、復旧を目的とした明石市事業継続計画（BCP）を策定しており、実態に即した効果的な運用に努めています。

被災地派遣については、本人及び所属等の意向も踏まえ、派遣職員を決定するとともに、派遣期間において、派遣先との協定や条例等関係規定に基づき給与を支給することとしています。

これらの危機管理に関する各種体制については、全国各地で地震や豪雨等災害が多発している状況等を踏まえ、適宜、検証や見直しを図っているところであり、今後も体制の整備にあたり、協議すべき事項は協議していく考えです。